

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第五項の規定に基づき、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を次のように定める。

なお、平成十四年総務省告示第三百八十号（船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

F 一 D 電波一六一・五七五 MHz 及び一六一・八七五 MHz